

西京区選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法に基づいて行なう各種選挙の投票区（西京区）の一部を次のように改正します。

平成21年3月9日

西京区選挙管理委員会

委員長 安岡五郎

題名中「行なう」を「行う」に改める。

第7投票区の項中「川島北裏町の一部（51番地の3，51番地の13～51番地の16，51番地の18～51番地の21，51番地の23，51番地の24及び52番地の3の区域）」を「川島北裏町の一部（51番地の3，51番地の13～51番地の21，51番地の23，51番地の24，51番地の30，51番地の31，51番地の33，51番地の35，51番地の38，51番地の40，51番地の41及び52番地の3の区域）」に改める。

（西京区選挙管理委員会事務局）